

国保通信



■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-12159

国民健康保険の加入・脱退には届出が必要です！

国民健康保険（以下、国保）に加入される場合、または脱退される場合には、早めに届け出てください。

◆加入について

国保は、手続きした日からの加入とはならず、これまで加入していた健康保険を喪失した日に遡って加入します。加入した月から国民健康保険税（以下、国保税）が課税されます（請求は加入手続き月の翌月からです）。

※離職された場合、在職中の健康保険を最長2年間継続できる「任意継続健康保険」を選択することもできます（離職日の翌日から20日以内に手続きが必要です。保険によつては制度がない場合もあります）。

保険税（料）の算出方法が国保とは異なりますので加入手続き前に比較し、どちらの健康保険が良いか検討をお勧めします。国保税額は窓口で試算できます。

※解雇や倒産などの非自発的失業者の国保税を軽減する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

◆脱退について

国保の脱退を届出されない場合には、国保税が課税されたままとなり、新しい保険の保険税（料）と二重に請求されることになります。

※この場合、届出後に国保加入期間に応じて国保税額の再計算を行います。

いずれも自動的に切り替えとはなりませんので手続きをお願いします。



◆国保の加入に必要なもの

・以前の健康保険を喪失したことがわかる書類（離職票・資格喪失証明書・雇用保険受給資格者証など）
・顔写真付の身分証明書（免許証・パスポート・障害者手帳など）
※身分証明書がない場合には、国民健康保険証は郵送します。

◆国保の脱退に必要なもの

・新しい社会保険証（加入者全員分）
・国民健康保険証（加入者全員分）

これからの特定健診の受診方法をお知らせします



自分の健康を自分で確認するために健診を受けましょう

今年の特定健診の集団健診は、9月で終了しました。

9月末現在の受診率は、市全体で47.8%となっており、約1,800人が受診しています。しかし、目標の受診率（60%）にはとどいていません。

集団健診を受けるのを忘れていた人、まだ受けていない人のために、これからの受診方法（4種類）をお知らせします。

その① 病院で受ける

県内の健診実施医療機関では、平成26年2月まで特定健診を受けることができます。受診券と費用（1,000円）が必要です。

その② 職場の健診結果や病院での検査結果を提出する

国民健康保険に加入の40歳から74歳の人で、

●職場の健診を受けられた人

↓その結果を提出する

●病院で治療を受けている人

↓治療中に行った血液検査の結果を提出する。

その③ 国保の人間ドックを受ける

市の日帰り人間ドックは自己負担7,000円で、血液検査のほか、心電図、胸部レントゲン、胃の検査、腹部エコー検査等も受けることができます。

その④ モデル総合健診を受ける

がん検診と特定健診の未受診者を対象に、市が行います。詳しくは、22ページの「今月の健康」をご覧ください。

自分に合う受診方法を選び、健康の確認をしましょう。

■問い合わせ 健康増進課

☎ 75-33355

住民さんの声
vol.49

平成24年度特定保健指導を受けられた
なかの たかし
中野 崇 さん（東多町）

質問 生活習慣の改善を目指して取り組み、変わったことは？



体重：5 kg減
腹囲：5 cm減
中性脂肪、血圧：正常値へ

1日30分のウォーキングを始めました。